

南知多町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 8年 3月25日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 8号

南知多町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

南知多町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和43年南知多町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、第19条第1項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

第10条第2項中「初任給欄の職務の級」の次に「（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）」を加え、同条第3項中「経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者その他町長の定める職員（以下「経験者試験等採用者」という。）」を「経験者試験等採用者（新たに職員となった者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が1年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第4項中「前2項の規定の適用を受ける者以外の者」を「その有する経験年数が1年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）」に、「を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては町長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を」を「に」に改め、同条第5項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「第16条各号」を「次の各号」に、「は、同条各号」

を「について、当該各号」に改め、「級を」の次に「踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を」を加え、「昇格」を「昇格等」に、「の範囲内で決定する」を「に決定できる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 給料表の適用を受けない国家公務員
- (2) 地方公務員
- (3) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- (4) 前3号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤務するもの
- (5) 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる者として町長が定める者

第11条第1項第1号中「の規定により職務の級を決定された職員」を「に規定する職員（第4号に掲げる職員を除く。）」に改め、同項第2号中「任命権者が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の」を「その者に適用される初任給表基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける」に改め、同項第3号中「前2号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次」を「前条第4項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。） その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2項中「職務の級の最

低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員（経験者試験等採用者を除く。）」を「前条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者」に、「は、」を「、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として町長が定める場合には、」に、「第13条から第17条までに」を「町長の」に、「初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とする」を「その者の号級を決定する」に改める。

第12条第1項中「し、経験者試験等採用者には適用しない」を「する」に改める。

第13条を削る。

第14条第1項中「なった次の各号に掲げる」を「なり、第11条第1項第1号又は第4号の規定の適用を受ける」に、「第11条第1項」を「当該各号の規定にかかわらず、当該各号」に改め、「（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）」を削り、「当該経験年数」を「その者の有する経験年数」に改め、「（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で町長の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて町長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」及び「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあつては、別表第7の3 2に定める行政職給料表 8級職員等昇給号給数表のC 1欄に掲げる号給数）」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「なった」を「なり、第11条第1項第3号の規定の適用を受ける」に、「その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合の

その適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。」を「町長の定める者の号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に町長の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。」に改める。

第14条の2第1項中「第10条」の次に「第3項及び」を加え、「及び第2項並びに前条」を「並びに前条第1項」に、「が、」を「が」に改め、「有利である」の次に「場合として町長が定める」を加え、「その資格」を「その町長が定める資格」に改める。

第15条の見出し中「下位の区分を適用する方が有利な場合の号給」を「特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い」に改め、同条中「第13条又は第14条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給と」を「この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定」に改める。

第16条並びに第17条の前の見出し及び同条を削る。

第19条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、その属する職務の級を行政職給料表 7級以上の級その他町長の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して町長が定める要件を満たしていなければならない。

第19条第2項第3号ア中「以下この条及び第24条第2項（第26条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。」を削り、同条第4項から第7項までを削る。

第19条の2を削る。

第20条中「取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなった」を「取得した」に、「第19条」を「前条（第1項後段を除く。）」に改める。

第24条の見出し中「初任給基準」の次に「又は給料表の適用」を加え、同条第1項中「職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合に」を「次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級」に、「かつ、その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第11条第1項第4号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経過年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第26条第1項において「仮定級」という。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて降格させ、」を「決定する（第1号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、」に改め、「級にとどまらせる」の次に「）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第19条第1項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

第24条第1項に次の各号を加える。

- (1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第24条第2項を削る。

第25条第1項中「前条第1項」を「前条第1号」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同項第2号中「第16条又は第17条」を「第11条第2項」に改め、同条第3項中「第1項」を削る。

第26条を削る。

第27条中「前条第1項又は第3項に規定する」を「、第24条第2号に掲げる」に改める。

第34条第11項中「第24条第1項」を「第24条第1号」に、「規定する」を「掲げる」に改める。

第44条中「第17条」を「第15条」に、「在級期間表」を「第19条第1項後段（第10条第1項後段及び第24条後段において準用する場合を含む。）」に、「別に定める」を「町長が定める」に、「事項」を「要件」に改める。

別表第1に次のように加える。

8級	参事の職務
----	-------

別表第6を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。